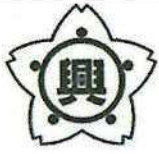


令和7年度



興田小学校 第1回学校運営支援協議会

日時：令和7年6月23日（月）

10:00～12:00

場所：興田小学校 けやきホール

次 第

進行 副校長

- 1 開会の言葉
- 2 委員紹介と委嘱状交付
- 3 校長挨拶
- 4 説明および協議
 - (1) 学校運営支援協議会について
 - (2) 今年度の学校経営方針について
 - (3) 地域での子どもたちの様子について
 - (4) 今年度の学校運営支援協議会の活動について
 - (5) その他
- 5 その他
- 6 閉会のことば

※ 閉会后、子どもたちの授業の様子をぜひご覧ください

令和7年度 学校運営支援協議会 委員名簿（敬称略）

	氏名	所属 役職等	備考
1	伊東 鉄郎	法人職員	会長
2	佐々木 久助	一関市議会議員	副会長
3	佐藤 真由美	一関市議会議員	副会長
4	高橋 祐子	主任民生児童委員	
5	佐藤 やよい	民生児童委員	
6	三浦 政利	民生児童委員	
7	佐藤 佐智子	興田保育園 園長	
8	板谷 大樹	興田市民センター長	
9	小野寺 渉	興田地域振興会 教育文化部会会長	
10	武田 寿和	興田小学校 PTA 会長	
11	及川 祥子	興田小学校 校長	
12	阿部 智央	興田小学校 副校長	

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み

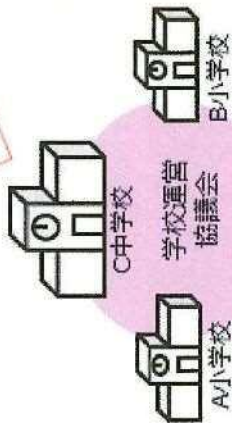


＜学校運営協議会の主な役割＞

地教法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること



小中一貫型小・中学校など

複数校について一つの協議会を設置可能に

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校(一関市立学校条例(平成17年一関市条例第69号)第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。)及び地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校又は地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校(以下「対象学校」という。)の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供しよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1回学校運営支援協議会資料 今年度の学校経営について

1 前年度の経営反省、各種調査結果等の活用による改善点と学校経営の重点

【明日も来たくなる学校 を目指して】

R6 学びフェスト (児童) 「自己肯定感に係る項目」 → 否定回答 22%

R6 各種調査 → 昨年度より↑ (総合 全学調: 全国比 92、県学調: 県比 84、CRT: 105)

- (1) 学ぶ楽しさを感じる学習 授業改善と基礎力の育成
学習の基盤となる言語能力の育成
朝活動時間のおもしろチャレンジ学習 (グループ活動)
- (2) 安心安全で楽しい学校 認め合い、支え合う温かな学級経営 (心のつながりをキーワードに)
いじめを許さない指導の徹底
縦割り班活動での異学年交流の活発化
- (3) 家庭や地域と共にあり信頼される学校 学校運営支援協議会発足 2年目
- (4) 共に学び、育つ特別支援教育 さわやか学級 (知的・情緒) 交流学習

2 不登校対策やいじめ問題への対応の推進

R6 不登校数は年 30 日以上欠席した者の数、R7 不登校数は月 7 日以上欠席した者の数

不登校児童生徒		いじめ認知		その他の生徒指導面での課題
R7	0名	R7	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の未然防止 ・メディアコントロール力の向上 ・人間関係の固定化 ・SC の効果的な活用 (継続した活用を可能に)
別室	0名			
R6	0名	R6	1件	
別室	0名	解決	1件	

○ 今年度の取組 (全職員での共通方策を含む)

- ・児童、保護者との信頼関係の構築
- ・早期発見、早期対応 (積極的ないじめの認知)
- ・情報共有、組織的対応
- ・日常的に児童についての話題が交わされる職員室に・・管理職、複数の教師、前担任などからの助言

3 人材育成・働き方改革に向けた具体的な取組

- ・教職員間のプラスのコミュニケーションの中で働く環境をつくる (意欲、楽しみ、やりがいに)
- ・個々の職務課題に対する取組の明確化と推進
- ・8時以降の勤務ゼロ、学校安全衛生委員会年 3 回開催

初任者 (主事) への指導や配慮

- ・研修指導員と連携をとり、指導内容を管理職も把握して声をかける。
- ・学校の中での一人職。日常から声をかけ、不安や心配なことなどを解決できるようにする。
- ・社会人としてのマナー、スキルなどについての具体的な指導を行う。

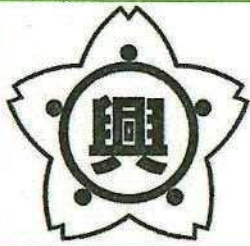
4 その他

復興・防災関連

- ・毎月 11 日の復興副読本読書
- ・PTA 作成の学区危険箇所マップの配布 (3 年に 1 度の見直し)
- ・興田小危機管理マニュアル (簡易版) の配布

今後の児童数等

- ・来年度入学 5 名の予定 (児童数 - 8 に)
- ※R10 は完全複式になる見込み



【 学校教育目標 】

思いやりのある子ども(徳)
進んで学習する子ども(知)
健康でたくましい子ども(体)



なかよく(人間関係形成力) かしこく(問題解決力) たくましく(実践力)
豊かな心と自ら学ぶ力をもち
たくましく生きる子どもの育成

明日も来たくなる学校

安全安心で楽しい学校

- 認め合い、支え合う温かな学級経営
- いじめを許さない指導の徹底
- 縦割り班活動での異学年交流活動
- 年間通しての明るいあいさつを目指す取組
- 家庭との連携を大切に健康教育の推進
- 安全・防災教育と安全点検の徹底

学ぶ楽しさを感じる学習

- 主体的に学ぶ児童の育成を目指す校内研究
- 基礎学力の定着を目指すチャレンジ学習
- 読書教育の推進
- ICT 機器のよさを生かした授業
- 体験的な活動を取り入れた学習
- 自然愛護活動の充実

家庭や地域とともにあり 信頼される学校

- 家庭・地域、保育園・中学校との連携強化
- 学校運営支援協議会 発足2年目
- 地域への情報発信(学校報 地区全戸配布)
- 地域人材・地域教材を活用した教育活動

共に学び、育つ特別支援教育

- 児童、保護者の困り感に寄り添う教育相談
- 全職員の理解のもと進める特別支援教育
- 多様な学びの場での学習(交流学习の充実)
- 持てる力を高め生きる力をつける教育

めざす子ども像

なかよく(人間関係形成力)

- 進んであいさつができる子
- 思いやりをもち助け合う子
- 互いのよさや考えを認め合う子

かしこく(問題解決力)

- 集中して学習に取り組む子
- 自分の考えを進んで表現できる子

たくましく(実践力)

- 早寝をして元気に遊ぶ子
- 安全・衛生に気をつけて行動できる子



今年度の学校運営支援協議会の活動について

①運営支援協議会日程（予定）

第1回学校運営支援協議会 6月23日（月）

学校運営支援協議会について
組織づくり
学校経営方針について
地域での子どもたちについて

第2回学校運営支援協議会 10月24日（金）午前 ※予定

1学期学校評価・まなびフェスタアンケート結果について
学校運営支援委員会の活動について

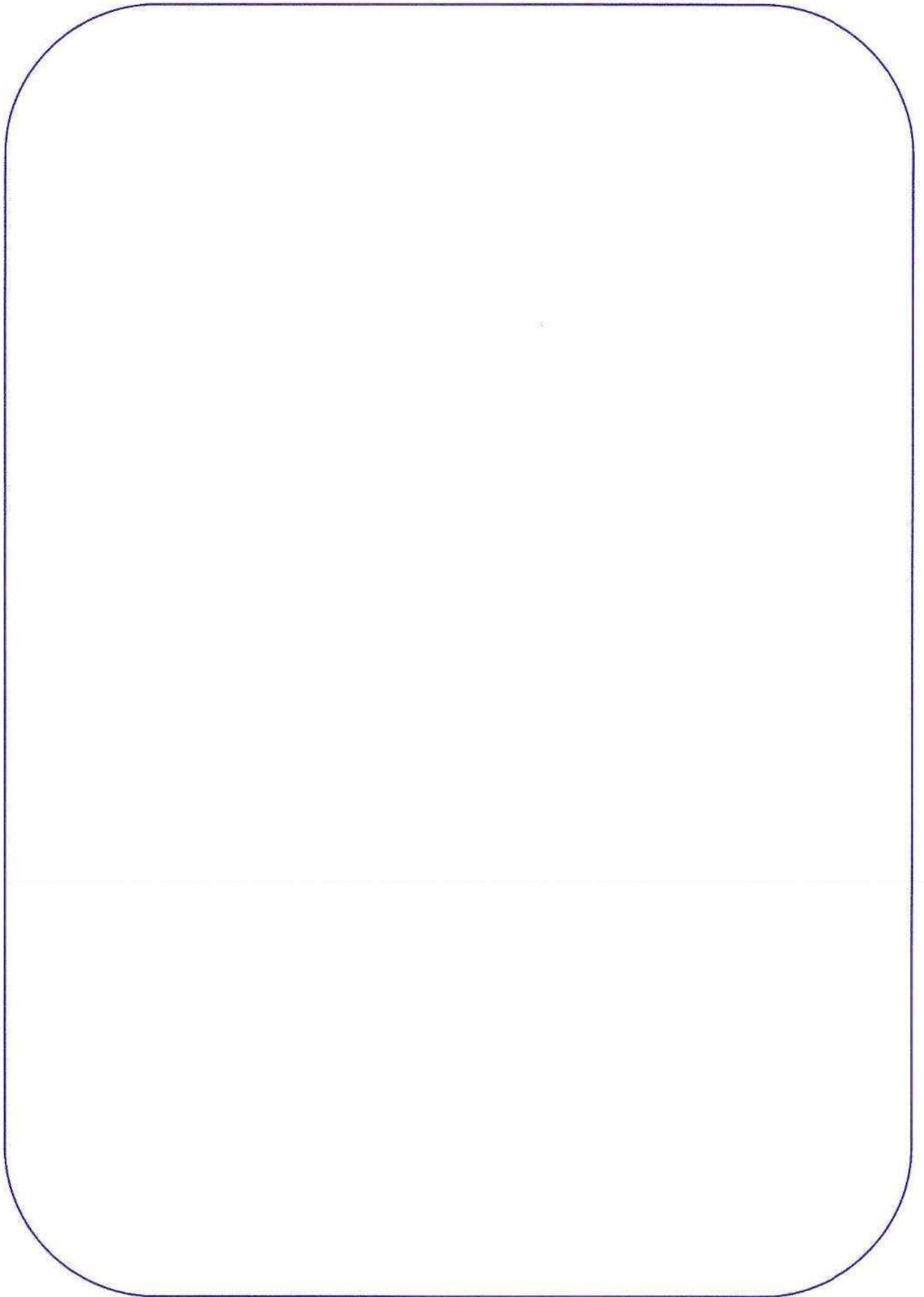
第3回学校運営支援協議会 2月25日（水）午前 ※予定

2学期学校評価・まなびフェスタアンケート結果について
運営支援委員会の活動のまとめ
令和8年度の学校経営について

令和7年度 主な学校行事

- 6月25日（水） 一関地方陸上競技大会
- 6月30日（月） プール開き
- 7月22日（火） 1学期終業式 [~8月19日（火）まで 夏季休業]
- 8月20日（水） 2学期始業式
- 8月28日（木） プール納め
- 9月11日（木）12日（金） 5年宿泊学習（県立野外活動センター）
- 9月18日（木）19日（金） 6年修学旅行（仙台方面）
- 10月18日（土） 学習発表会
- 10月29日（水） 校内マラソン大会
- 12月23日（火） 2学期終業式 [~1月13日（火）まで 冬季休業]
- 1月14日（水） 3学期始業式
- 2月20日（金） 授業参観日
- 2月27日（水） 6年生を送る会
- 3月 5日（木） スクールバス感謝の会
- 3月17日（火） 修了式
- 3月18日（水） 卒業式
- 3月24日（火） 離任式

memo 

A large, empty rounded rectangular box with a thin black border, intended for writing a memo. The box is vertically oriented and occupies most of the page below the header.